



東大阪市
からの
お知らせ

生産緑地をお持ちの全ての方へ 「特定生産緑地」の指定を ご検討ください！



■引き続き生産緑地として税の優遇措置を受けながら営農するため には「特定生産緑地」の指定が必要です！

指定から30年経過後もこれまでと同様の税の優遇措置を受ける場合は
「特定生産緑地」の指定が必要です。

区分	生産緑地以外の 市街化区域内 農地	生産緑地	
		指定から30年経過後 特定生産緑地の指 定を<u>受けなかった</u> 場合	指定から30年まで 又は 特定生産緑地の指定 を <u>受けた</u> 場合
固定資産 税の課税	宅地並み評価 宅地並み課税	宅地並み評価 宅地並み課税	農地評価 農地課税
相続税の 納税猶予	納税猶予なし	納税猶予なし <u>現世代の納税猶予のみ</u> 終身営農で免除	納税猶予あり 終身営農で免除
都市計画 制限	特になし	買取り申出可能 建築制限あり	30年 (特定生産緑地は 10年) 建築制限あり

■「特定生産緑地」の指定には期限があります！

生産緑地の**当初指定から30年を経過すると「特定生産緑地」の指定は
できません。**お早目にご検討いただき、手続きをお願いします。

生産緑地の指定年度	受付期間
平成8年	令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)
平成9年	令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

お持ちの生産緑地の指定年度がわからない場合は、生産緑地の地番をご確認の上、
都市計画室までお問い合わせください。

■「特定生産緑地」指定にあたっての検討フローチャート

受付対象期間の生産緑地をお持ちですか？
(令和7年度は、平成8年指定の生産緑地が対象です)

No

受付期間の案内をお待ちください。

Yes ↓

今後も営農を続け、
引き続き税制優遇を受けるお考えですか？
(税とは：固定資産税、相続税など)

No

指定から30年経過後、
税の優遇措置がなくなりますので
ご注意ください。
詳しくは税の窓口へお問合せください。

Yes ↓

「特定生産緑地」指定の手続きをご検討ください。
申請の際には下記の「申請書類チェックリスト」をご活用ください。
(申請方法は窓口持参又は郵送提出)

■申請書類チェックリスト

チェック	申請書類	確認事項など
☐ ①	特定生産緑地指定申請兼 同意確認書 (様式第3号)	・1筆につき1枚提出が必要です。 ・申請者も農地等利害関係人欄に記載ください。 ・連絡先も忘れず記載ください。 ・実印を押印ください。
☐ ②	位置図(付近見取図)	・住宅地図のコピーなどに指定する範囲をお示しください。
☐ ③	現況写真	・おおむね全体が写るようお願いします。 ・複数枚になっても結構です。
☐ ④	登記事項証明書 (全部事項証明書)	・法務局で取得してください。 ・発行日から3か月以内のものが有効です。
☐ ⑤	公図	
☐ ⑦	印鑑登録証明書	・市役所で取得してください。 ・発行日から3か月以内のものが有効です。 ・法人の場合は印鑑証明書及び代表者事項証明書等が必要です。 その場合は、法務局で取得してください。
※以下は該当する方のみ		
☐ ⑥	地積測量図等の面積を示す図面	・土地の一部を指定する場合に必要です。
☐ ⑧	住所の沿革を証する書面	・農地等利害関係人の現住所が登記事項証明書の記載住所と異なる場合などに必要です。 ・住民票や住居表示等変更証明書などを添付してください。
☐ ⑨	委任状	・代理人による申請の場合に必要です。

※複数筆を同時に申請する場合、①④以外の書類で兼ねることができるものの提出は1部で結構です。

※書類の不備、不足などがありましたら訂正、追加提出を求めますのでご了承ください。